



福県医発第1106号(地)
平成18年 8月25日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



医療機器の保険適用について

標記の件につきまして、平成18年7月31日付保医発第0731001号厚生労働省保険局医療課長通知により、平成18年8月1日から新たに保険適用となった医療機器（「区分A2」、「区分B」および「区分C1」）が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

「区分A2」、「区分B」および「区分C1」の定義につきましては下記のとおりです。

今回、「区分C1」として、暫定価格による保険償還の希望があった「ジェルパート」が、「138 血管内手術用カテーテル」の「(11) 塞栓用コイル」の「①コイル」の「ア 標準型」を類似機能区分として保険適用され、平成18年8月1日から同年9月30日までの間に行われた療養については保険償還価格として14,800円が適用されております。平成18年10月1日以降は、新たに設定される機能区分および保険償還価格が適用されることとなりますが、詳細については後日別途通知されます。

なお、「区分C1」の「ジェルパート」につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器 等」に掲載されます。

記

A2（特定包括）：当該医療機器を用いた技術が、「診療報酬の算定方法を定める件」（平成18年3月厚生労働省告示第92号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療機器の区分（「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成18年3月6日付保医発第0306007号））のいずれか



小郡三井医師会より

上記資料が参っております。（28ページ）
ご連絡下さい。

担当理事 友清 明

ご必要な方は医師会事務局へ

に該当するもの。(C 1 (新機能)、C 2 (新機能・新技術)に相当しないもの)

B (個別評価) : 当該医療機器が、特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) (平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 96 号) に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。
(C 1 (新機能)、C 2 (新機能・新技術) に相当しないもの)

C 1 (新機能) : 当該医療機器を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定又は見直しについて審議が必要なもの。